

ハイテク企業認定管理業務ガイドライン

- 一、組織及び実施
- 二、認定プロセス
- 三、認定条件
- 四、税収優遇の享受
- 五、監督管理
- 六、ハイテク企業認定管理業務ネットワークの
機能及び操作要領
- 七、附属書

「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火〔2016〕32号）（以下、「認定弁法」という）の規定に基づき、本業務ガイドラインを制定する。

一、組織及び実施

（一）指導者グループ弁公室

全国ハイテク企業認定管理業務指導者グループ弁公室は科学技術部たいまつハイテク産業開発センターに設置し、科学技術部、財政部、税務総局の関連人員で構成され、日常事務を担当する。

（二）認定機構

各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門及び同級財政、税務部門は、本地域のハイテク企業認定管理機構（以下、「認定機構」という）を構成する。認定機構の下に弁公室を設置し、弁公室は省級、計画単列市科学の技術行政主管部門に設置し、省級、計画単列市の科学技術、財政、税務部門の関連人員で構成される。

認定機構構成部門は共同でハイテク企業認定管理業務に協力し、真剣にハイテク企業認定管理業務を実施しなければならない。

（三）仲介機構

特別監査報告書或いは鑑定報告書（以下、「特別報告書」と総称する）は下記条件を満たす仲介機構により発行される。企業は自由に下記条件を満たす仲介機構を選択することができる。

1. 仲介機構となる条件

(1) 独立開業資格を有し、設立してから3年以上、直近3年以内に不良記録がないこと。

(2) 認定作業を担当する当年度の公認会計士或いは税理士数が全年度に亘る月平均従業員数に占める割合は30%を下回ってはならず、全年度に亘る月平均従業員数は20人以上であること。

(3) 関連人員は良好な職業道徳を有し、国の科学技術、経済及び産業政策に詳しく、ハイテク企業認定業務の関連要求を熟知していること。

2. 仲介機構の職責

企業の委託を受けて、資格を有する関連人員を派遣して、「認定弁法」と「業務ガイドライン」に基づき、客観的、公正的に企業の研究開発費とハイテク製品（サービス）収入に対し特別監査或いは鑑定を実施させ、特別報告書を提出させる。

3. 仲介機構の規律

仲介機構及び関連人員は原則を堅持し、適正に業務を執行し、ありのままに特別報告書を作成しなければならない。重大なミスや水増し等の行為に対し、認定機構は「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告し、公告日より3年以内にハイテク企業認定関連業務に参加するのを認めない。

(四) 専門家

1. 専門家となる条件

- (1) 中華人民共和国の公民資格を有し、中国大陸に居住、就職していること。
- (2) 技術専門家は技術高級職の称号を有し、かつ「技術分野」内の関係分野の専門知識や実務経験を有し、当該技術分野の発展及び市場状況を全面的に把握していること。会計専門家は関連の技術高級職の称号、或いは公認会計士若しくは税理士資格を有し、かつ会計・租税に関する業務に従事した期間が10年以上であること。
- (3) 良好な職業道徳を有し、原則を堅持し、適正に業務を執行する。
- (4) 国の科学技術、経済及び産業政策に詳しく、ハイテク企業認定業務の関連要求を熟知していること。

2. 専門家データベース及び専門家の選出方法

- (1) 認定機構は専門家データベース（技術専門家と会計専門家を含む）を構築し、専門家任命制と動態的管理を実施するものとし、候補専門家は評価・審議専門家の3倍を下回らないこと。
- (2) 認定機構は企業の主要業務（サービス）のコア技術の属する技術分野に基づき無作為に専門家を抽出し、専門家チームを構成させ、かつ技術専門家1名を専門家チームリーダーとして指定して認定、評価・審議を実施する。

3. 専門家の職責

- (1) 企業の研究開発活動（プロジェクト）、年次決算報告書及び特別報告書等は「認定弁法」や「業務ガイドライン」の要求に適合しているか審査すること。
- (2) 評価・審議専門家は「認定弁法」及び「業務ガイドライン」の規定に従って、独立して企業の申請情報を評価する。技術専門家は主に企業の知的財産権、研究開発活動、主要業務、成果転化及びハイテク製品（サービス）等の状況に重点を置いて評価、採点する。会計専門家は仲介機構の提出した特別報告書、企業の財務諸表及び納税申告書等を参照して評価、採点する。
- (3) 各評価・審議専門家が独立して評価した上で、専門家チームにより総合的に評価される。

4. 専門家の紀律

- (1) 「認定弁法」、「業務ガイドライン」の要求に従って、独立して、客観的、公正的に企業を評価し、承諾書を締結する。
- (2) 利益関係のある企業を評価・審議するとき、自ら表明し回避しなければならない。
- (3) 申請企業の技術的、経済的情報及び営業秘密を開示、使用してはならず、評価・審議資料を複製、保有又は他人まで拡散し、評価・審議結果を漏洩してはならない。
- (4) その特別な身分と影響を利用して、不正な手段で申請企業に認定上の便宜を提供してはな

らない。

(5) 認定の評価・審議中に、認定機構の同意を得ない限り、無断で企業と連絡を取ったり、企業に立ち入って調査したりしてはならない。

(6) 申請企業からの賄賂や利益を受け取ってはならない。

上記規定への違反が見つかる^り次第、認定機構はそのハイテク企業認定業務に参与する資格を取消す。

二、認定プロセス

(一) 自己評価

企業は「認定弁法」、本「ガイドライン」に照らして自己評価を行う。

(二) 登録登記

企業は「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」（アドレス：www.innocom.gov.cn）にログインして、要求に従って「企業登録登記表」（附属書 1）に記入して、オンラインシステムを介して認定機構に提出する。認定機構は企業の登録情報をチェックし、オンラインシステムでアクティブ状態にした後、企業は次の申請を行うことができる。

(三) 提出資料

企業は「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」にログインして、要求に従って「ハイテク企業認定申請書」（附属書 2）に記入して、オンラインシステムを介して認定機構に提出した上で、認定機構に下記の紙文書を提出する。

1. 「ハイテク企業認定申請書」（オンラインでプリントし、署名の上、社印を押印する）。
2. 企業が法に基づき設立したことを証明する「営業許可証」等の関連登録登記証明書類のコピー。
3. 知的財産関連資料（知的財産権証明書及び技術レベルを反映する証明資料、標準の制定への参与状況等）、科学研究プロジェクトの立上げ証明（検収済又は終結プロジェクトは検収又は終結報告書を付しなければならない）、科学技術成果転化（全体的状況及び転化形式、運用成果毎に説明）、研究開発組織管理（全体的状況と 4 指標の一致状況に関する具体的説明）等の関連資料。
4. 企業のハイテク製品（サービス）の主要技術と技術指標に関する具体的説明、関連の生産批准書、認証・認可及び資格証書、製品品質検査報告書等の資料。
5. 企業の従業員及び科学技術関係社員に関する状況説明資料、正社員、バイトと臨時雇用社員数、その学歴構成、科学技術関係社員のリスト及びその職位等。
6. 資格を有しかつ本「業務ガイドライン」の関連条件に適用仲介機構に発行された企業の直近

3 会計年度（実際の事業開始期間が 3 年未満である場合は実際の経営期間とする、以下も同様）の研究開発費用、直近 1 会計年度のハイテク製品（サービス）の収入に関する特別監査報告書又は鑑定報告書。研究開発活動に関する説明資料も付する。

7. 資格を有する仲介機構に鑑定された企業の直近 3 会計年度の年次決算報告書（財務諸表、財務諸表の注記及び財務状況説明書を含む）。

8. 直近 3 会計年度の年次企業所得税申告書（申告書と付表を含む）

機密に係わる企業については、ハイテク企業認定申請のため提出した書類に対し復号化処理を実施し、機密情報の安全を確保する。

（四）専門家による評価・審議

認定機関は企業の申請資料を受け取った後、企業の主要製品（サービス）のコア技術の属する技術分野に応じて評価・審議要求に適う専門家の中から、無作為に専門家を抽出して専門家チームを構成させ、各企業に対する評価・審議専門家は 5 人を下回らない（その内、技術専門家は 60% を下回らず、少なくとも 1 名の会計専門家がいます）。技術専門家は各自に単独で「ハイテク企業認定技術専門家評価表」（附属書 3）に記入し、会計専門家は各自に単独で「ハイテク企業認定会計専門家評価表」（附属書 4）に記入し、専門家チームリーダーは各専門家の採点をまとめ、平均得点で「ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表」（附属書 5）に記入する。条件を備えている地域では、オンラインで評価・審議を行うことができる。

（五）認定の報告・届出

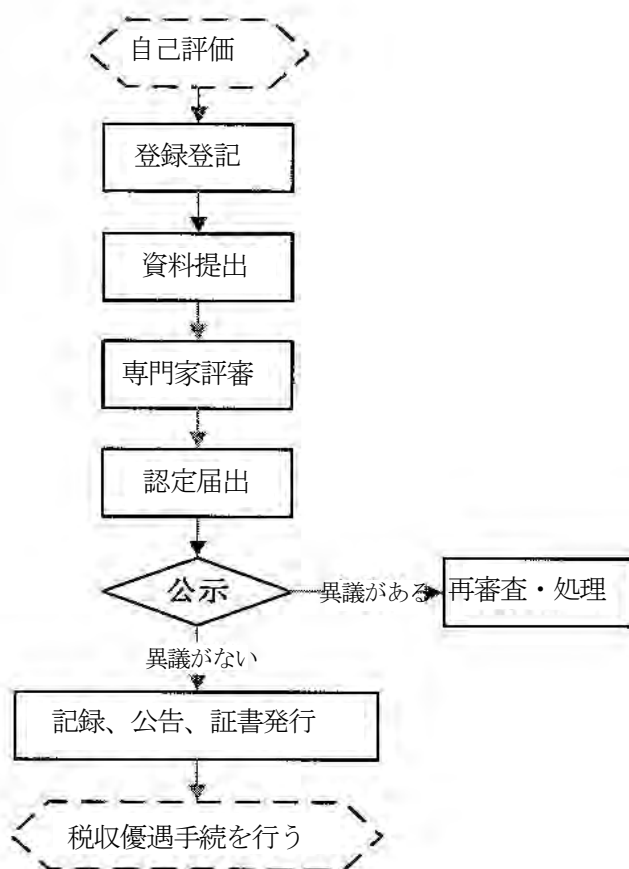
認定機構は専門家チームの評価・審議意見を踏まえ、申請企業の提出した書類に対し総合審査（場合によっては一部の企業に対し実地調査を行うことができる）を行い、認定意見を提出し、ハイテク企業認定リストを確定し、指導者グループ弁公室に届け出る。届け出るのは、毎年の 11 月末までとする。

（六）公示・公告

認定、届け出られた企業リストは、指導者グループ弁公室により「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に 10 営業日公示される。異議がない場合は登録をし、認定日は公示日とし、証書番号を与え、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に企業リストを公告し、認定機構により企業に統一的に印刷、製本された「ハイテク企業証書」（認定機構の科学技術、財政、税務部門の印鑑を押印する）を発行する。異議がある場合は書面により実名を明記して指導者グループ弁公室に提出し、認定機構により調査、処理される。

指導者グループ弁公室は登録企業を無作為に抽出して検査することができ、問題がある企業について認定機構に状況を確認させ、処理意見を提出させる。

認定プロセスは下図に示す通りである。



三、認定条件

(一) 設立期間

「認定弁法」第 11 条における「登録成立後一年以上経過している」とは、企業は登録設立から 365 日以上経過することを指す。「当年度」、「直近 1 年」、「最近 1 年」とも、企業が申請する前の会計年度をさす。「直近 3 会計年度」とは、企業が申請する前の連続する 3 つの会計年度（申請年度を含まない）をさす。「認定申請前の 1 年内」とは、申請前の 365 日内（申請年度を含む）をさす。

(二) 知的財産

1. ハイテク企業認定における知的財産は、中国国内で権利を付与され又は承認、査定され、中国法律の定める有効期間内にあるものとする。知的財産の権利者は、申請企業である。

2. 知的財産を保有しない企業は、ハイテク企業と認定されることができない。

3. ハイテク企業認定において、企業の知的財産状況を種類別に評価する。その内、発明専利（国防専利を含む）、植物新品種、国家レベル農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種、集積回路の回路配置占有権等はⅠ類として評価され、実用新案専利、意匠専利、ソフトウェア著作権等（商標を含まない）はⅡ類として評価される。

4. Ⅱ類として評価される知的財産権は、ハイテク企業の申請に当たって1回しか使用できない。

5. ハイテク企業を申請する及びハイテク企業の資格が存続する期間内に、知的財産権に複数の権利者が存在する場合、1権利者だけにより申請時に使用されるものとする。

6. 認定申請時の専利の有効性は、企業が認定を申請する前に権利付与証書或いは授權通知書を受領し、専利料納付受領書を提供することを条件とする。

7. 発明、実用新案、意匠、集積回路の回路配置専有権は、国家知識産権局のホームページ (<http://www.sipo.gov.cn>) で専利表示と専利番号を調べることができる。国防専利は、国家知識産権局の授与する国防専利証書を提供しなければならない。植物新品種は、農業部植物新品種保護弁公室のホームページ (<http://www.cnvpv.cn>) と国家林業局植物新品種保護弁公室のホームページ (<http://www.cnvpv.net>) で調べることができる。国家レベル農作物品種とは、農業部国家農作物品種審定委員会が審査・決定、公告した農作物品種をさす。国家新薬は、国家食品薬品监督管理局が発行した新薬証書を提供しなければならない。国家1級漢方薬保護品種は、国家食品薬品监督管理局が発行した漢方薬保護品種証書を提供しなければならない。ソフトウェア著作権は、国家版權局中国版權保護センターのホームページ(<http://www.ccopyright.com.cn>)でソフトウェア著作権表示（版權表示ともいう）を調べることができる。

（三）ハイテク製品（サービス）と主要製品（サービス）

ハイテク製品（サービス）とは、それに対し中心的サポート作用を発揮する技術が「国家重点支持のハイテク分野」に定める範囲に該当する製品（サービス）を指す。

主要製品（サービス）とは、ハイテク製品（サービス）の中で、技術的に中心的サポート作用を発揮する知的財産の所有権を保有し、かつ総収入が企業の同期間のハイテク製品（サービス）収入の50%超を占める製品（サービス）を指す。

（四）ハイテク製品（サービス）収入の比率

ハイテク製品（サービス）収入の比率とは、ハイテク製品（サービス）収入と同期間の総収入との比を指す。

1. ハイテク製品（サービス）の収入

ハイテク製品（サービス）の収入とは、企業が研究開発及び関連の技術革新活動により、得る製品（サービス）の収入と技術的収入の合計額をいう。企業が上記収入を得るのに中心的サポート作

用を發揮する技術は「技術分野」に定める範囲に該当するものとする。その中、技術的収入には、次のような収入が含まれる。

(1) 技術譲渡収入：企業の技術革新成果が技術貿易、技術譲渡により得る収入を指す。

(2) 技術サービス収入：企業は自社の人力、物力やデータシステム等を利用して社会や当社以外のユーザーに技術資料、技術コンサルタント及び市場評価、工事技術プロジェクト設計、データ処理、テスト分析及び他の種類のサービスを提供して得る収入を指す。

(3) 研究開発受注収入：企業が社会各方面からの研究開発、中間テスト及び新製品開発を受注して得る収入を指す。

企業は正確にハイテク製品(サービス)の収入を計算し、資格を有しかつ本「業務ガイドライン」の関連条件に適う仲介機構により特別監査或いは鑑定を実施されなければならない。

2. 総収入

総収入とは、収入総額から非課税収入を差引いた額を指す。

収入総額と非課税収入は、「中華人民共和国企業所得税法」(以下、「企業所得税法」という)及び「中華人民共和国企業所得税法实施条例」(以下、「实施条例」という)の規定に従い計算する。

(五) 企業の科学技術関係社員の比率

企業の科学技術関係社員の比率とは、企業の科学技術関係社員数と総従業員数との比をさす。

1. 科学技術関係社員

企業の科学技術関係社員とは、直接に研究開発と関連技術革新活動に従事し、及び専ら上記活動の管理に従事したり直接的技術サービスを提供したりし、累計勤務期間が183日以上の社員を指し、正社員、バイトと臨時雇用社員を含む。

2. 総従業員数

企業の総従業員数には、企業の正社員、兼職と臨時雇用社員を含む。正社員は企業が雇用契約を締結したか又は社会保険料を納付したかによって鑑別することができる。バイト、臨時雇用社員は全年度に亘って183日以上企業に勤務しなければならない。

3. 統計方法

企業の当年度の総従業員数も、科学技術関係従業員数も全年度の月平均数で計算する。

月平均数 = (月初数 + 月末数) ÷ 2

全年度の月平均数 = 全年度各月平均数の合計額 ÷ 12

一年の途中に開業又は経営活動を終了させる場合、実際の経営期間を1つの納税年度として上記関連指標を確定する。

(六) 企業の研究開発費用の占める比率

企業の研究開発費用の占める比率とは、企業の直近3会計年度の研究開発費用総額の同期総売上高に占める割合を指す。

1. 企業研究開発活動の確定

研究開発活動とは、科学と技術（社会科学、芸術又は人文科学を含まない）に関する新知識を取得し、創造的に科学技術に関する新知識を活用し、又は実質的に技術、製品（サービス）、工程を改善するために、継続的に実施する明確な目標がある活動を指す。企業の製品（サービス）に対する通常のアップグレードや何らかの科学技術成果に対する直接的な応用等の活動（例えば、直接に新材料、装置、製品、サービス、工程或いは知識を採用する等）を含まない。

企業は研究開発活動の定義に従って附属書2「ハイテク企業認定申請書」の「四、企業における研究開発活動状況表」に記入するものとする。

専門家評価にあたって、下記方法を参照して判断することができる。

一業界標準判断法。国の関係部門、全国（世界）的業界協会等関連資格を有する機構から科学技術に関する「新知識」、「創造的に科学技術に関する新知識を活用する」又は「実質的な改善のある技術、製品（サービス）、工程」等を測定する技術パラメーター（標準）を提供している場合、優先してこのパラメーター（標準）で企業の実施するプロジェクトが研究開発活動であるかを判断する。

一専門家判断法。企業の属する業界が公認の研究開発活動測定標準を発表していない場合、当業界の専門家により判断される。新知識の獲得、新知識の総合的活用並びに技術の実質的改善は、当業界の専門家に認められ、価値のある革新成果を得て、本地域の関連業界の技術進歩を推進する役割があるものとする。

一目標或いは結果判定法。業界標準判断法と専門家判断法で企業に研究開発活動が発生したかを判断するのが困難である場合、本方法を補助とする。重点的に研究開発活動の目的、革新性、投入資源（予算）並びに最終成果或いは中間成果（例えば、専利等知的財産又はその他形式の科学技術成果）を得たか等を調べる。

2. 研究開発費用の集計範囲

(1) 人件費

企業の科学技術関係社員の給与、基本年金保険料、基本医療保険料、失業保険料、労災保険料、出産保険料及び住宅積立金、並びに非常勤科学技術関係社員の労務費を含む。

(2) 直接費用

直接費用とは、企業は研究開発活動を実施するために実際に発生した関連支出を指す。

一直接に消耗した材料、燃料及び動力費用。

—中間テストや製品試作に用いられる金型、工程設備開発及び製造費、固定資産に該当しないサンプル、サンプル機及び一般テスト手段の購入費、試作製品の検査費。

—研究開発活動に用いられる器械、設備のメンテナンス、調整、検査、測定、補修等の費用、並びにリース方式で借入れた研究開発活動に用いられる固定資産の賃借料。

(3) 減価償却と長期割当費用

減価償却費とは、研究開発活動に用いられる器械、設備及び利用している建物の減価償却を指す。長期割当費用とは、研究開発施設の改築、改装、装飾及び修理中に発生した長期割当費用を指す。

(4) 無形資産償却費用

無形資産償却費用とは、研究開発活動に用いられるソフトウェア、知的財産、非専利技術（専有技術、許可証、設計や計算方法等）の償却費用を指す。

(5) 設計費用

設計費用とは、新製品や新工程の為に発想、開発や製造を行い、工程、技術規範、規程制定、操作特性に関する設計等をするために発生する費用をさす。革新的、創造的、突破的製品を得るためにアイデア設計活動を実施して発生した関連費用を含む。

(6) 設備調整費用と試験費用

設備調整費用とは、治工具の準備中に研究開発活動のために発生した費用をさす。特別、専用の生産機器を研究・製造し、生産や品質制御プロセスを変更し、又は新方法や標準を制定する等の活動で発生した費用を含む。

大規模の量産、商業化生産の為にを行う通常の治工具準備と工業工程で発生する費用は、集計範囲に計上することができない。

試験費用には、新薬研究・製造の臨床試験費、探査開発技術の現場試験費、圃場試験費等を含む。

(7) 研究開発外注費用

研究開発外注費用とは、企業が国内外の他の機構や個人に研究開発活動を委託することで発生する費用（研究開発活動の成果は委託企業が保有し、かつ当該企業の主要業務と密接に関連する）をさす。研究開発外注費用の実際の発生額は独立取引原則で確定し、実際発生額の80%で委託者の研究開発費用の総額に計上する。

(8) その他の費用

その他の費用とは、上記費用を除く、研究開発活動と直接に関連するその他の費用をさす。技術書籍資料費、資料翻訳代、専門家コンサルタント代、ハイテク研究開発保険料、研究開発成果の検索、論証、評価・審査、鑑定、検収費用、知的財産の出願料、登録費、代理費、会議費、出張諸経費、電話代等を含む。別途規定がある場合を除き、この項目は普通研究開発総費用の20%を超えて

はならない。

3. 企業の中国国内で発生する研究開発費用

企業の中国国内で発生する研究開発費用とは、企業内の研究開発活動で実際に支出した全ての費用と国内他の機構や個人に委託した研究開発活動で支出した費用の合計額であり、外国機構や個人に委託して完成された研究開発活動で発生した費用を含まない。研究開発受託外国機構とは、外国や地域（香港・マカオ・台湾を含む）の法律に基づいて設立した企業やその他の収入を得る組織をさす。研究開発受託外国個人とは、外国籍（香港・マカオ・台湾を含む）の個人を指す。

4. 企業の研究開発費用の集計方法

企業は正確に研究開発費用を集計し、資格がある又本「ガイドライン」の関連条件に適う仲介機構により特別監査或いは鑑定を実施されなければならない。

企業の研究開発費用は単一の研究開発活動を基本単位としそれぞれ推測し、足算で総和を計算するものとする。企業は直接的な研究開発活動と計上できる間接的研究開発活動等で発生した費用を集計し、附属書2「ハイテク企業認定申請書」の「企業の年間研究開発費用構造リスト」に記入するものとする。

企業は「企業の年間研究開発費用構造リスト」に基づいてハイテク企業認定専用研究開発費用補助勘定科目を設置し、関連証書及びリストを提供し、本「業務ガイドライン」の要求に従って勘定するものとする。

5. 売上高

売上高は、主要業務収入と他の業務収入の和である。

主要業務収入と他の業務収入は、企業所得税年次納税申告書に準ずる。

（七）企業の革新能力評価

企業の革新能力は主に、知的財産、科学技術成果の転化能力、研究開発の手配・管理レベル、企業成長性等の4指標で評価する。各級指標とも整数で採点し、満点は100点で、総合的得点が70点超に達する場合は認定要求に適うとする。4指標の点数構成は、下表の通りである。

番号	指 標	点数
1	知的財産	≤30
2	科学技術成果の転化能力	≤30
3	研究開発の手配・管理レベル	≤20
4	企業の成長性	≤20

1. 知的財産（≤30点）

技術専門家は企業の申請した知的財産は「認定弁法」や「業務ガイドライン」の要求に適うかについて、定性的かつ定量的に評価する。

番号	知的財産関連評価指標	点数
1	技術の進歩性	≤8
2	主要製品（サービス）に対する技術上の中心的サポート作用	≤8
3	知的財産の件数	≤8
4	知的財産の取得方式	≤6
5	(参考条件として、最高2点をプラス) 企業が国家標準、業界標準、検査方法、技術規範に参加した状況	≤2

(1) 技術の進歩性

- A. 高い (7-8点) B. 比較的に高い (5-6点)
- C. 普通 (3-4点) D. 比較的に低い (1-2点)
- E. 無 (0点)

(2) 主要製品（サービス）に対する技術上の中心的サポート作用

- A. 強い (7-8点) B. 比較的に強い (5-6点)
- C. 普通 (3-4点) D. 比較的に弱い (1-2点)
- E. 無 (0点)

(3) 知的財産の件数

- A. 1件以上 (Ⅰ類) (7-8点)
- B. 5件以上 (Ⅱ類) (5-6点)
- C. 3~4件 (Ⅱ類) (3-4点)
- D. 1~2件 (Ⅱ類) (1-2点)
- E. 0件 (0点)

(4) 知的財産の取得方式

- A. 独自の開発がある (1-6点)
- B. 譲受、受贈や買収等しかない (1-3点)

(5) 企業が国家標準、業界標準、検査方法、技術規範に参加した状況（この項目は加点項目で

あり、加点後「知的財産」の総得点は30点を超えないものとする。関連標準、方法や規範は国家関連部門に認証、認可されているものとする)

A. はい (1-2点)

B. いいえ (0点)

2. 科学技術成果の転化能力 (≦30点)

「科学技術成果転化促進法」によると、科学技術成果とは、科学研究と技術開発により生じた実用価値のある成果(専利、版權、集積回路の回路配置等)を指す。科学技術成果の転化とは、生産性を高めるために科学技術成果に対し後続の試験、開発、応用、普及を行って、新製品、新工程、新材料を形成させ、新産業を発展する等の活動を指す。

科学技術成果転化の形式は、自ら投資して転化を実施する方式、他人に当該技術成果を譲渡する方式、他人に当該技術成果の使用を許諾する方式、当該技術成果を提携条件として他人と共同で転化を実施する方式、当該技術成果を値踏みして投資とし、株式や出資比率に換算する方式、並びにその他協議により決定した方式を含む。

技術専門家は、企業の科学技術成果転化の全体的状況及び最近3年内の科学技術成果転換の年間平均数を踏まえ、総合的に評価する。同一科学技術成果がそれぞれ国内外で転化され、又は複数の製品、サービス、工程、サンプル、サンプル機等に転化した場合、1件しか計上できない。

A. 転化能力が強い ≥ 5 件 (25-30点)

B. 転化能力が比較的強い ≥ 4 件 (19-24点)

C. 転化能力が普通 ≥ 3 件 (13-18点)

D. 転化能力が比較的弱い ≥ 2 件 (7-12点)

E. 転化能力が弱い ≥ 1 件 (1-6点)

F. 転化能力がない 0件 (0点)

3. 研究開発の手配・管理レベル (≦20点)

技術専門家は、企業の研究開発、技術革新の手配・管理の全体的状況を踏まえ、下記の項目と結びつけて評価し、総合的に採点する。

(1) 企業研究開発の手配・管理制度を制定し、研究開発投入の勘定体系を確立し、研究開発費用補助帳簿を作成した。(≦6点)

(2) 内部科学技術研究開発機構を設立し、相応の科学研究条件を有し、国内外の研究開発機構と多種多様な産学研提携を展開した。(≦6点)

(3) 科学技術成果転化の実施手配・激励奨励制度を確立し、開放式革新創業プラットフォームを構築した。(≦4点)

(4) 科学技術関係社員の育成・研修、従業員スキル研修、優秀人材誘致並びに人材成績評価奨励制度を確立した。(≦4点)

4. 企業の成長性 (≦20点)

会計専門家は、企業の純資産成長率、売上高成長率等の指標を抽出して企業の成長性を評価する。企業の実際の経営期間が3年未満である場合、実際の経営期間により計算する。計算方法は以下の通りである。

(1) 純資産成長率

純資産成長率 = $1/2 \times (2 \text{年目末の純資産} \div 1 \text{年目末の純資産} + 3 \text{年目末の純資産} \div 2 \text{年目末の純資産}) - 1$

純資産 = 総資産額 - 総負債額

総資産額、総負債額は、資格を有する仲介機構の鑑定した企業の財務諸表の期末額とする。

(2) 売上高成長率

売上高成長率 = $1/2 \times (2 \text{年目の売上高} \div 1 \text{年目の売上高} + 3 \text{年目の売上高} \div 2 \text{年目の売上高}) - 1$

企業の純資産成長率或いは売上高成長率がマイナスである場合、0点と計上する。1年目末の純資産又は売上高が0である場合、その後の2年間の数値で計算する。2年目の純資産又は売上高が0である場合、0点と計上する。

上記2指標についてそれぞれ下表の評価ランク(ABCDEF)に照らして得点を得て、2項目の得点を足算して企業成長性指標の総合的得点を算出する。

成長性 得点	指標 割当	点 数					
		≧35%	≧25%	≧15%	≧5%	>0	≦0
≦20点	純資産成長率 の割当 ≦10点	A	B	C	D	E	F
	売上高成長率 の割当 ≦10点	9-10点	7-8点	5-6点	3-4点	1-2点	0点

四、税収優遇の享受

1. 認定年度から、企業は「ハイテク企業」証書及びそのコピーを持参して、「企業所得税法」及び「実施条例」、「中華人民共和国税収徴収管理法」(以下、「税収徴管法」という)、「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則」(以下、「実施細則」という)、「認定弁法」及び本「業務ガイドライン」

等の関連規定に従い、主管の税務機関で関連手続を行い、税収優遇を享受することができる。

2. ハイテク企業資格を取得せず、又は「企業所得税法」及びその「実施条例」、「税収徴管法」及びその「実施細則」、並びに「認定弁法」等の関連規定条件に合わない企業は、ハイテク企業税収優遇を享受することができない。

3. ハイテク企業資格の期間が満了する年度内に、再度の認定に合格する前に、その企業所得税は暫定的に15%の税率で予納し、年度の最終決済前にハイテク企業資格を取得しなかった場合、規定に従って税金を追加納付しなければならない。

五、監督管理

(一) 重点検査

認定管理業務のニーズに応じて、科学技術部、財政部、税務総局は「認定弁法」の要求に従って、専門家が各地のハイテク企業認定管理業務を重点的に検査し、存在する問題を状況に応じて対応の処理を行うよう手配することができる。

(二) 企業の年次報告書

企業はハイテク企業の資格を取得した後に、その資格の有効期間内において毎年5月末まで「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」を通じて、前年度の知的財産、科学技術関係社員、研究開発費用、経営収入等に関する年度発展状況報告書（附属書6）を提出しなければならない。同一ハイテク企業資格の有効期間内において、企業は累計で2年間、定めた期間内に年度発展状況報告書を提出しなかった場合、認定機構はそのハイテク企業資格を取消し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告する。

認定機構は、年度発展状況報告書をタイムリーに記入、提出するよう企業を注意、督促し、企業が記入・提出中に発生した関連問題を処理するのに協力しなければならない。

(三) 再審査

既にハイテク企業と認定された企業に対し、関係部門は日常管理において認定条件に合致していないことが発覚した場合、書面により認定機構へ再審査申請をしなければならない。再審査後、認定条件に合致しないことが確認された場合、認定機構はそのハイテク機構の資格を取消し、かつ認定条件に合致しなかった年度から享受した税収優遇を追加納付させるよう税務機関に通知する。

「認定弁法」第11条（第（5）項を除く）、第17条、第18条と第19条の事情に適用かの企業については、「認定弁法」に規定に従って処理する。「認定弁法」第11条第（5）項に適用かについて異議がある場合、問題発生年度及び前の2会計年度（実際の経営期間が3年未満である場合実際の経営期間で計算する）の研究開発費用の総額と同期総売上高との比率が「認定弁法」第11条第（五）

項の規定に適合するかで再審査する。

(四) 名称変更及び重大な変化事項

ハイテク企業は名称変更や認定条件と関連する重大な変化（分割、合併、再編および経營業務に変化が生じる等）が発生した場合、発生日から3ヶ月以内に認定機構に報告し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」を通じて「ハイテク企業名称変更申請表」（附属書7）を提出するとともに、プリントした「ハイテク企業名称変更申請表」及び関連証明資料を認定機構に提出しなければならない。認定機構は、企業がそれでもハイテク企業条件に適合するかを審査する。

企業は名称だけが変更し、重大な変化に係わらず、ハイテク企業の認定条件に適合する場合、認定機構は本地域で10営業日公示し、異議がない場合、認定機構は番号と有効期間が変わらない認定証書を改めて発行し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告する。異議があり又は重大な変化がある場合（名称変更の有無を問わず）、認定機構は「認定弁法」第11条に従って再審査し、認定条件に適合しない場合、名称変更または条件が変化した年度からそのハイテク企業資格を取消し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告する。

(五) 他地域への移転

1. 「認定弁法」第18条における全体的移転とは、「中華人民共和国会社登記管理条例」第29条の記載に適合する状況を指す。

2. 認定機構の管理地域を横断して全体的に移転するハイテク企業は、移転先認定機構に、有効期間内の「ハイテク企業証書」及び移転先の工商等の登記管理機関が発行した移転終了の関連証明資料を提出しなければならない。

3. 全体的移転を終了した場合、そのハイテク企業資格と「ハイテク企業証書」は引続き有効とし、番号と有効期間は変わらない。移転先認定機構は企業に証明資料を発給し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告する。

(六) その他

1. 「認定弁法」第19条に記載の3種類の行為のいずれかがあった企業は、行為発生日の属する年度からそのハイテク企業資格を取消し、「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」に公告する。

2. 認定機構は、関連部門が関連法律法規に基づいて出した意見を踏まえ、「重大な安全事故、重大な品質事故又は深刻な環境違法行為があった」ことについて判定し、処理する。

3. 認定されたハイテク企業は、原因を問わずハイテク企業資格を取消された場合、当年度に再びハイテク企業の認定を申請してはならない。

六、ハイテク企業認定管理業務ホームページの機能及び操作要領

「ハイテク企業認定管理業務ホームページ」は、「認定弁法」に基づいて構築したハイテク企業認定管理業務の情報化プラットフォームであり、ハイテク企業認定管理業務ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）とハイテク企業認定管理システム（以下、「管理システム」という）から構成される。

（一）ポータルサイトの主要機能

ポータルサイト（www.innocom.gov.cn）の主要機能には、ハイテク企業政策の発表、業務動向、書類の公示、登録・名称変更・他地域への移転・資格取消・問題仲介機構リストの公告及び管理システムのログインリンクを提供すること等を含む。

（二）管理システムの主要機能

管理システムは、企業申請システム、認定機構管理システムと指導者グループ弁公室管理システムという3つのサブシステムから構成される。

1. 企業申請システムの主要機能
 - (1) 企業登録
 - (2) 企業情報変更
 - (3) 企業名称変更
 - (4) 認定申請
 - (5) 年度発展状況報告書
 - (6) 検索
 - (7) パスワードの再設定
2. 認定機構管理システムの主要機能
 - (1) 企業登録管理
 - (2) 認定申請管理
 - (3) 企業のハイテク企業証書取消管理
 - (4) 他地域へ移転する企業の管理
 - (5) 検索と統計
3. 指導者グループ弁公室管理システムの主要機能
 - (1) ハイテク企業の届出管理
 - (2) 企業のハイテク企業証書取消管理
 - (3) 他地域へ移転する企業の管理
 - (4) 検索と統計

附属書1

企業登録登記表

企業名称		登録年月日	
登録類型		外資の本拠地	
登録資本		所属業界	
企業規模		行政区域	
組織機構コード/ 統一社会信用コード		税務登記番号/統一社会 信用コード	
企業所得税主管 税務機関	<input type="checkbox"/> 国税 <input type="checkbox"/> 地稅	企業所得税の 徴収方式	<input type="checkbox"/> 審査徴収 <input type="checkbox"/> 査定徴収
住所			郵便番号
企業の 法定代表者	氏名	携帯	身分証番号/ パスポート 番号
	電話	ファッ クス	E-mail
連絡先	氏名	携帯	
	電話	ファッ クス	E-mail
上場企業かどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	上場年月日	
銘柄コード		上場類型	
国家レベルハイテクパー ク内の企業かどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	ハイテクパークの名称	

附属書2

システム記入番号： _____

ハイテク企業認定申請書

企業名称： _____

企業の所在地域： _____ 省 _____ 市(区、自治州)

認定機構： _____

申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

声明：本申請書に記入する関連内容や提出した資料は、何れも正確的、真実的、合法的、有効で、機密情報がないもので、本企業はそれに対し関連法律責任を負う。

法定代表者（署名）： _____ (社印)

科学技術部、財政部、国家税務総局
2016年6月

記入に関する説明

企業は「ハイテク企業認定管理弁法」、「国家重点支持のハイテク分野」（国科発火〔2016〕32号）と「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」（国科発火〔2016〕195号）の要求を参考して記入しなければならない。

本表のあらゆる財務データは特別報告書、財務諸表或いは納税申告表によるものとする。

1. 企業はありのまま各附属書に記入しなければならない。簡潔な記載と、正確で詳しいデータが望ましい。

2. 空欄にすることができない。内容がない場合は「0」と記入する。小数がある場合は小数点以下2桁まで記入する。

3. 企業の知的財産状況を種類別に評価する。その内、発明専利（国防専利を含む）、植物新品種、国家レベル農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種、集積回路の回路配置占有権等はⅠ類として評価され、実用新案専利、意匠専利、ソフトウェア著作権等（商標を含まない）はⅡ類として評価される。

4. 「基礎研究総投資額」とは、企業の研究開発総費用の内、科学と技術（社会科学、芸術又は人文科学を含まない）に関する新知識を得るための基礎研究活動で支出した総費用を指す。

5. 売上高 = 主要業務収入 + その他の業務収入

企業総収入 = 収入総額 - 非課税収入

純資産 = 総資産額 - 総負債額

6. 「直近3年」、「直近1年」と「認定申請前の1年以内」:「業務ガイドライン」三（一）「設立期間」の説明を参照する。「直近3年」とは、「設立期間」における「直近3会計年度」のことを指す。

7. 「研究開発活動」:「業務ガイドライン」三（六）1の「研究開発活動確定」を参照する。

8. 「ハイテク製品（サービス）の収入」:「業務ガイドライン」三（四）1の「ハイテク製品（サービス）の収入」の定義を参照する。

9. IPは知的財産の番号、RDは研究開発活動の番号、PSはハイテク製品（サービス）の番号を代表する。IP、RD、PSの後に2桁（01、02、……）をつける。

一、主要状況

技術分野				
取得した知的財産権の件数(件)	I類		II類	
人力資源の状況(人)	総社員数		科学技術関係社員数	
直近3年の経営状況(万元)	年度	純資産	売上高	総利益
	種類			
	1年目			
	2年目			
	3年目			
直近3年の研究開発費用総額(万元)			内	中国国内の研究開発費用総額(万元)
				基礎研究総投資額(万元)
直近1年の企業の総収入(万元)				
直近1年のハイテク製品(サービス)の収入(万元)				
認定申請前の1年以内に重大な安全事故、重大な品質事故又は深刻な環境違法行為があったかどうか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

二、知的財産集計表

取得した知的財産権の件数(件)	発明専利		内：国防専利	
	植物新品種		国家レベル農作物品種	
	国家新薬		国家一級漢方薬保護品種	
	集積回路の回路配置専有権		実用新案専利	
	意匠専利		ソフトウェア著作権	

知的財産権番号	知的財産権の名称	類別	授権日	授権番号	取得方式
IP…					

三、人力資源狀況表

(一) 全体的狀況				
	社員		科学技術關係社員	
總社員数 (名)				
内：正社員				
兼職				
臨時雇用社員				
外国籍社員				
留学帰国者				
千人計画者				
(二) 全体的社員構造				
学 歴	博 士	修 士	大 学	短大以下
人 数				
職 級	高級職	中級職	初級職	高級技術工
人 数				
年 齡	30 才以下	31-40	41-50	51 才以上
人 数				

四、企業の研究開発活動状況表(直近3年に執行した活動、単一活動として記入する)

研究開発活動番号：RD…

研究開発活動 の名称		始終日	
技術分野			
技術の出処		知的財産番号	
研究開発経費の 総予算 (万元)	直近3年の研究開 発費総支出 (万元)	内	1年目
			2年目
			3年目
目的及び 手配・実施方式 (400文字以内)			
コア技術及び 革新点 (400文字以内)			
取得した段階的成果 (400文字以内)			

五、企業の年度研究開発費用構造明細表（直近3年各年度別に記入）

_____年度

単位：万元

科目						
累計発生額	RD01	RD02	RD03	…	RD…	合計
研究開発プロジェクト番号						
社内研究開発費用						
内： 人件費						
直接投資額						
減価償却と長期割当費用						
無形資産割当費用						
設計費						
設備調整費用と試験費用						
その他の費用						
研究開発外注費用						
内：国内の研究開発外注費用						
研究開発費用（社内、外）小計						

企業側記入者署名：

年月日：

六、前年度ハイテク製品（サービス）状況表（単一製品（サービス）別に記入）

番号：PS…

製品（サービス）名称			
技術分野			
技術の出处		前年度売上高 （万元）	
主要製品 （サービス）なのか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	知的財産番号	
主要技術及び主要 技術指標 （400 文字以内）			
同種類製品（サービ ス）と比べる場合の 競争優位性 （400 文字以内）			
知的財産の取得状 況及び製品（サービ ス）に対する技術上 のサポート作用 （400 文字以内）			

七、企業の革新能力

知的財産の企業競争力 に対する作用 (400 文字以内)	
科学技術成果の 転化状況 (400 文字以内)	
研究開発及び技術革新 の手配・管理状況 (400 文字以内)	
管理者及び科学技術関 係社員の状況 (400 文字以内)	

八、(加点点項目) 企業の国家標準或いは業界標準制定への参与状況集計表

番号	標準名称	標準の種類	標準番号	参与方式
		<input type="checkbox"/> 国家 <input type="checkbox"/> 業界		<input type="checkbox"/> 主導 <input type="checkbox"/> 参与
		<input type="checkbox"/> 国家 <input type="checkbox"/> 業界		<input type="checkbox"/> 主導 <input type="checkbox"/> 参与
		<input type="checkbox"/> 国家 <input type="checkbox"/> 業界		<input type="checkbox"/> 主導 <input type="checkbox"/> 参与

附属書3

ハイテク企業認定技術専門家評価表

企業名称				
企業の提出した資料は要求に合うか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
企業が登録設立して1年以上経過したか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
企業は条件に合う知的財産を取得したか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
コア技術は「技術分野」の定める範囲に該当するか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <u>(“はい”の場合、3級技術分野のタイトル又は番号を記入する)</u>		
科学技術関係社員の占める比率は要求に合うか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
直近3年の研究開発費用	研究開発活動 査定数		研究開発活動査定番号	
	査定総額 (万元)		その内：国内査定総額 (万元)	
直近1年ハイテク製品(サービス)の収入	製品(サービス) 査定数		査定製品(サービス)番号	
	収入査定総額 (万元)			
1. 知的財産 (≦30点)				得点：
技術的進歩性 (≦8点) <input type="checkbox"/> A. 高い (7-8点) <input type="checkbox"/> B. 比較的に高い (5-6点) <input type="checkbox"/> C. 普通 (3-4点) <input type="checkbox"/> D. 比較的に低い (1-2点) <input type="checkbox"/> E. 無 (0点)				得点：
主要製品(サービス)に対し技術上の中核的サポート作用を発揮する (≦8点) <input type="checkbox"/> A. 強い (7-8点) <input type="checkbox"/> B. 比較的に強い (5-6点) <input type="checkbox"/> C. 普通 (3-4点) <input type="checkbox"/> D. 比較的に弱い (1-2点) <input type="checkbox"/> E. 無 (0点)				得点：
知的財産件数 (≦8点) <input type="checkbox"/> A. 1件以上 (Ⅰ類) (7-8点) <input type="checkbox"/> B. 5件以上 (Ⅱ類) (5-6点) <input type="checkbox"/> C. 3~4件 (Ⅱ類) (3-4点) <input type="checkbox"/> D. 1~2件 (Ⅱ類) (1-2点) <input type="checkbox"/> E. 0件 (0点)				得点：
知的財産の取得方式 (≦6点) <input type="checkbox"/> A. 自主的研究開発がある (1-6点) <input type="checkbox"/> B. 譲受、受贈と買収等しかない (1-3点)				得点：

(加点項目, ≤2 点) 企業は国家標準、業界標準、検査方法、技術規範の制定に参加したか <input type="checkbox"/> A. はい (1-2 点) <input type="checkbox"/> B. いいえ (0 点)		得点:
2. 科学技術成果の転化能力 (≤30 点)		得点:
<input type="checkbox"/> A. 転化能力が強い ≥5 件 (25-30 点) <input type="checkbox"/> B. 転化能力が比較的 に 強い ≥4 件 (19-24 点) <input type="checkbox"/> C. 転化能力が普通 ≥3 件 (13-18 点) <input type="checkbox"/> D. 転化能力が比較的 に 弱い ≥2 件 (7-12 点) <input type="checkbox"/> E. 転化能力が弱い ≥1 件 (1-6 点) <input type="checkbox"/> F. 転化能力がない 0 件 (0 点)		
3. 研究開発の手配・管理レベル (≤20 点)		得点:
企業研究開発の手配・管理制度を制定し、研究開発投入の勘定体系を確立し、研究開発費用補助帳簿を作成した (≤6 点)		得点:
内部科学技術研究開発機構を設立し、相応の科学研究条件を有し、国内外の研究開発機構と多種多様な産学研提携を展開した (≤6 点)		得点:
科学技術成果転化の実施手配・激励奨励制度を確立し、開放式革新創業プラットフォームを構築した (≤4 点)		得点:
科学技術関係社員の育成・研修、従業員スキル研修、優秀人材誘致並びに人材成績評価奨励制度を確立した (≤4 点)		得点:
企業の技術革新能力 に対する総合的評価		
合計得点		専門家署名: 年 月 日

注: 各項目は全て整数で採点すること。

附属書 4

ハイテク企業認定会計専門家評価表

企業名称					
企業の提出した財務資料は要求に合うか		□はい □いいえ			
仲介機構の資格は要求に合うか		□はい □いいえ	仲介機構の発行した監査（鑑定）報告書は要求に合うか		□はい □いいえ
直近3年の研究開発費用集計は要求に合うか		□はい □いいえ	直近1年のハイテク製品（サービス）の収入集計は要求に合うか		□はい □いいえ
直近3年の売上高（万元）	1年目		直近3年の純資産（万元）	1年目	
	2年目			2年目	
	3年目			3年目	
純資産成長率			売上高成長率		
直近3年の売上高合計（万元）			直近1年企業の総収入（万元）		
企業の成長性（≤20点）					合計：
純資産成長率（≤10点） <input type="checkbox"/> A. ≥35%（9-10点） <input type="checkbox"/> B. ≥25%（7-8点） <input type="checkbox"/> C. ≥15%（5-6点） <input type="checkbox"/> D. >5%（3-4点） <input type="checkbox"/> E. >0（1-2点） <input type="checkbox"/> F. ≤0（0点）					得点：
売上高成長率（≤10点） <input type="checkbox"/> A. ≥35%（9-10点） <input type="checkbox"/> B. ≥25%（7-8点） <input type="checkbox"/> C. ≥15%（5-6点） <input type="checkbox"/> D. >5%（3-4点） <input type="checkbox"/> E. >0（1-2点） <input type="checkbox"/> F. ≤0（0点）					得点：
企業財務状況に対する総合的評価					
専門家署名：		年 月 日			

附属書5

ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表

企業名称			
企業が登録設立して1年以上経過したか		□はい □いいえ	
企業は条件に合う知的財産を取得したか		□はい □いいえ	
コア技術は「技術分野」の定める範囲に該当するか		□はい □いいえ (“はい”の場合、3級技術分野のタイトル又は番号を記入する)	
科学技術関係社員の全社員数に占める比率 (%)		条件に合うか	□はい □いいえ
直近3年の研究開発費用総額の同期売上高総額に占める比率 (%)			□はい □いいえ
直近3年の中国国内の研究開発費用総額の全体研究開発費用総額に占める比率 (%)			□はい □いいえ
直近1年のハイテク製品(サービス)収入の同期総収入に占める比率 (%)			□はい □いいえ
革新能力 評価 総得点	1. 知的財産得点		3. 研究開発手配・管理レベル得点
	技術進歩性		手配・管理制度
	中心的サポート作用		研究開発機構
	知的財産の件数		成果転化奨励制度
	知的財産の取得方式		人材成績制度
	(加点) 標準制定に参加		4. 成長指標得点
	2. 科学技術成果転化能力得点		純資産成長率
			売上高成長率
認定条件に合うかの総合評価： □はい □いいえ			
いいえ(簡単な理由)			
専門家チームリーダー署名：		年	月 日

附属書6

_____年度ハイテク企業発展状況報告書

企業名称			
組織機構コード/統一 社会信用コード		所屬地域	
ハイテク企業 認定証書番号		ハイテク企業認定日	
企業側連絡先		連絡電話	
本年度に取得した 知的財産の件数 (件)	発明専利		内：国防専利
	植物新品種		国家レベル農作物品種
	国家新薬		国家一級漢方薬保護品種
	集積回路の回路配 置専有権		実用新案専利
	意匠専利		ソフトウェア著作権
本年度の 人員状況 (名)	総社員数		科学技術関係社員数
	新規雇用社員数		その内：大学新卒者雇用数
企業本年度の 財務状況 (万元)	総収入		売上高
	純資産		ハイテク製品（サービス）の収入
	課税総額		企業所得税減免額
	利益総額		輸出額 (万ドル)
	研究開発費用額		その内
基礎研究総 投資額			
企業は上場したか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	上場年月日	
銘柄コード		上場類型	

注：上記情報は「ハイテク企業認定管理弁法」と「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」の規定に従って記入、報告するものとする。

附属書7

ハイテク企業名称変更申請表

企業名称	変更前			
	変更後			
ハイテク企業証書番号			証書発行日	
連絡先			連絡電話	
企業名称変更履歴状況（ハイテク企業認定後）				
番号	変更日	変更内容		
企業名称変更原因（100文字以内）				
<p>承 諾：</p> <p>上記記載内容及び附属書の情報は真実である。</p> <p style="text-align: right;">法人の署名：</p> <p style="text-align: right;">申請企業（押印）：</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>				

附属書8

専門家承諾書

「ハイテク企業認定管理弁法」と「ハイテク企業認定管理業務ガイドライン」の要求に従って、評価・審議専門家としての職責を履行し、評価・審議専門家の紀律を遵守し、下記のことを承諾する

1. 独立して、客観的、公正的に申請企業の資料を評価すること。
2. 自分自身と利益のある企業を評価・審議するとき、自ら表明し回避すること。
3. 申請企業の技術的、経済的情報及び営業秘密を開示、使用せず、評価・審議資料を複製、保有又は他人まで拡散せず、評価・審議結果を漏洩しないこと。
4. 特別な身分と影響を利用して、不正な手段で申請企業の認定に便宜を図らないこと。
5. 認定の評価・審議中に、認定機構の同意を得ない限り、無断で企業と連絡を取ったり、企業に立ち入って調査したりしないこと。
6. 申請企業からの一切の賄賂や利益を受け取らないこと。

承諾者：

日付：

出所：

2016年6月29日付け中華人民共和国科学技術部ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.most.gov.cn/fggw/zfwj/zfwj2016/201607/W020160629509739849739.doc>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。